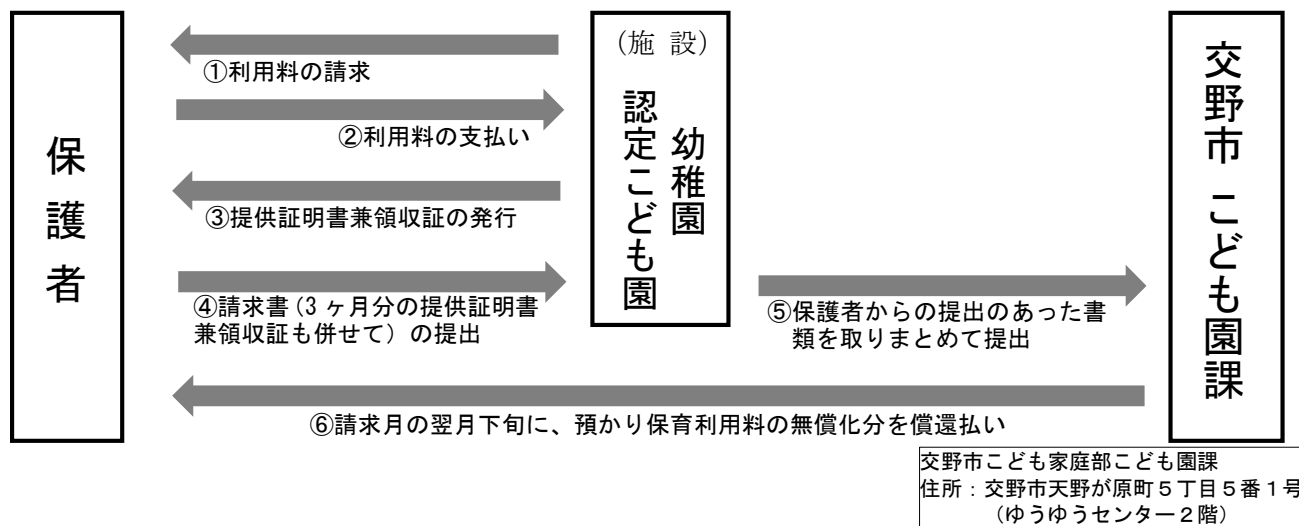


預かり保育利用料の請求方法

幼児教育・保育の無償化による「預かり保育利用料」については、一度、利用分を保護者から施設にお支払いいただき、後日、市から保護者へ無償化分を返還する「償還払い」になります。保育の必要性の認定（施設等利用給付認定新2号又は新3号）を受けた方は、以下の要領で施設を経由して、交野市役所に請求してください。

利用・請求の流れ



提出書類

(1) 施設等利用費請求書（償還払い用）

(2) 特定子ども・子育て支援の提供に係る **提供証明書 兼 領収証**（3ヶ月分）

◆(1)請求書の様式は「通園中の施設」又は「交野市ホームページ」内の「幼児教育・保育の無償化について」から取得してください。

◆(2)提供証明書兼領収証は施設が保護者へ発行します。

請求書は、施設から受け取った「提供証明書兼領収証」をもとに作成してください。

提出期限・支払いなど

下表のとおり、支払いは年4回です。

利用月の区分毎に、期日どおりに施設へ請求書等を提出してください。

※園によっては下記日程を独自に設定している場合があります。詳細は園にご確認ください。

	預かり保育の利用月	施設への提出期間	支払日
①	4・5・6月	7月7日～7月14日	8月下旬
②	7・8・9月	10月7日～10月14日	11月下旬
③	10・11・12月	1月7日～1月17日	2月下旬
④	1・2・3月	4月7日～4月14日	5月下旬

※書類提出期限が土日祝の場合は翌開園日とします。

《問い合わせ先》交野市こども家庭部こども園課

住所：交野市天野が原町5丁目5番1号 TEL:072-893-6407(直通)